

豚熱ワクチン接種を開始します！

【ワクチン接種の概要】

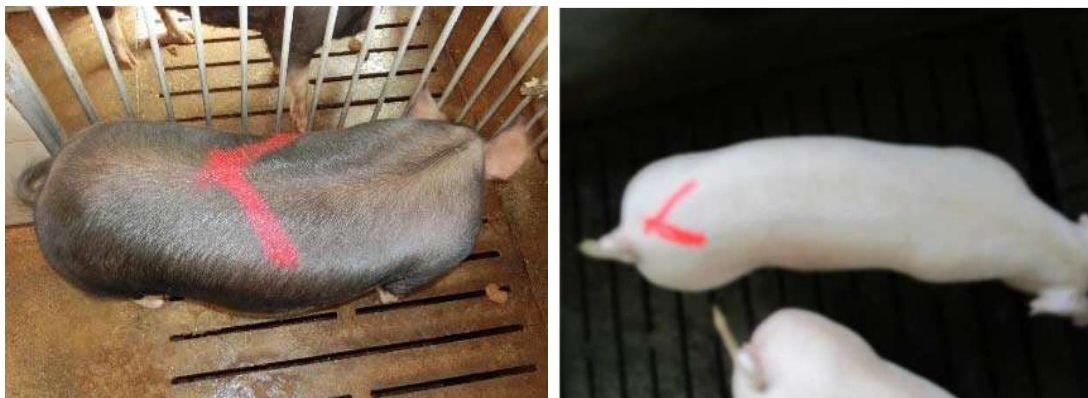
- 1 対象区域 県内全域
- 2 接種開始 令和3年7月30日(金)
- 3 接種の進め方
 - (1)初回接種の場合
 - ア 対象:87農場 約30万頭
(ただし、哺乳豚及びと畜場出荷20日以内の豚を除く)
 - イ 接種の進め方
 - ・既にワクチンを接種している秋田県境の津軽地域から開始し、接種は、市町村単位で面的に実施。次いで上北の一部地域、三八地域、上北地域の北部の順に実施。
 - ・初回接種については、11月上旬までに完了予定
 - ウ 接種者 家畜防疫員(家畜保健衛生所獣医師)
 - (2)継続接種の場合
 - ア 対象:接種プログラムに沿って実施
 - イ 接種者:家畜防疫員(民間獣医師による対応を検討中)

区分	接種プログラム
繁殖豚／種雄豚	初回接種後、6か月後、その1年後に1回の追加接種を行い最大4回接種
肥育豚	初回接種のみ。ただし6か月以上肥育する場合、2回目を接種
出生豚	出生後50～60日後を目途に初回接種。その後は、用途(肥育又は繁殖)に応じて接種

4 接種豚の管理及び標識

(1) ワクチン接種豚は、台帳等により接種歴を管理
(出生日、接種月日、出荷日、出荷先等)

(2) 接種豚には、接種漏れが無いように背中に赤色蛍光スプレー等でV字の標識を付す



5 接種事故の補償について

法第6条第1項の規定に基づき実施するワクチン接種により動物が死亡した場合は、法第58条の規程に基づく補償の対象となります。

6 報告徴求による飼育豚等の飼育状況等の報告

法第52条の既定に基づき、初回接種において、接種対象外(哺乳豚及びと畜場出荷20日以内の豚)の豚等が存在する農場は、哺乳豚については、ワクチン接種が終了するまでの期間、肥育豚については、出荷が終了するまでの期間、死亡豚等の状況について毎日、家畜保健衛生所に報告する

- ワクチン接種と併せて、再度、飼養衛生管理基準の遵守徹底に努めてください。
- 家畜に異状が認められた場合は、速やかに家畜保健衛生所に御連絡ください。

青森家畜保健衛生所	017-764-1744	十和田家畜保健衛生所	0176-23-6235
八戸家畜保健衛生所	0178-27-7415	むつ家畜保健衛生所	0175-22-1254
つがる家畜保健衛生所	0173-42-2276	農林水産部畜産課	017-734-9498